

(1)年別

項目 \ 年	R2	R3	R4	R5	R6
件 数	2	0	1	7	5
患 者 数	6	0	4	162	67

(2)月別

年 \ 月	項目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
R2	件 数						1		1				
	患者数						3		3				
R3	件 数												
	患者数												
R4	件 数						1						
	患者数						4						
R5	件 数	2	1			2				1	1		
	患者数	61	7			84				4	6		
R6	件 数	1	1	1			1				1		
	患者数	3	8	46			1				9		

(3)原因施設別

施設 \ 年	項目	R2		R3		R4		R5		R6	
		件数	患者数	件数	患者数	件数	患者数	件数	患者数	件数	患者数
飲 食 店		2	6			1	4	7	162	3	20
集 団 給 食										1	46
旅 館											
販 売 店											
製 造 所											
仕 出 屋											
家 庭										1	1
そ の 他											
不 明											
合 計		2	6	0	0	1	4	7	162	5	67

(4) 病因物質別

病因物質	年	R2		R3		R4		R5		R6	
	項目	件数	患者数	件数	患者数	件数	患者数	件数	患者数	件数	患者数
細菌		2	6	0	0	1	4	4	94	2	12
ブドウ球菌		1	3					1	4		
腸炎ビブリオ											
ウエルシュ菌								1	78		
セレウス菌											
サルモネラ属菌											
カンピロバクター ジェジュニ／コリ		1	3			1	4	2	12	2	12
腸管出血性大腸菌											
病原大腸菌											
その他の細菌											
ノロウイルス								3	68	2	54
その他のウイルス											
植物性自然毒										1	1
動物性自然毒											
クドア・セプテンブクタータ											
その他の寄生虫											
ヒスタミン											
不明											
合計		2	6	0	0	1	4	7	162	5	67

(5) 原因食品別

原因食品	年	R2		R3		R4		R5		R6	
	項目	件数	患者数	件数	患者数	件数	患者数	件数	患者数	件数	患者数
穀物及びその加工品											
給食								4	143	1	46
井水											
仕出し料理											
中華料理		1	3								
寿司											
弁当											
会席料理											
ふぐ料理											
その他		1	3			1	4	3	19	4	21
不明											
合計		2	6	0	0	1	4	7	162	5	67

(6) 令和6年 食中毒事件発生状況一覧表(堺市内発生分) (5件)

番号	発生 月 日	原因 施設	原因 食品	病因物質(型別等)	摂食 者数	患者 数	死者 数	概要	措置等
1	1月5日	飲食店 営業	1月3日 の食事	カンピロバクター ・ジェジュニ	3	3	0	府内保健所を通じて、堺市内の飲食店を友人と利用したところ、全員が食中毒様症状を訴えている、との届出があった。 調査したところ、患者の検便からカンピロバクターが検出されたこと、カンピロバクター属菌の潜伏期間内に当該施設以外では未加熱の鶏料理を喫食していないことから、食中毒と断定した。	営業停止 1日間
2	2月18日	飲食店 営業	2月17 日、18 日の食 事	ノロウイルス(GⅡ.4)	8	8	0	府内保健所を通じて、堺市内の飲食店を3家族で利用したところ、複数名が食中毒様症状を呈している、との届出があった。また、当該施設を別日に利用した複数の利用客が同様の症状を呈していることが判明した。 調査したところ、患者らの共通食は当該施設以外にないこと、患者及び調理従事者の検便からノロウイルスが検出されたことから、食中毒と断定した。	営業停止 1日間
3	3月6日	集団 給食	3月5日 の夕食	ノロウイルス(GⅡ.4)	76	46	0	感染症対策課を通じて、市内社会福祉施設から多数の食中毒様症状を呈している者がいる、との届出があった。 調査したところ、調理従事者が先行発症しており、患者及び当該調理従事者の検便からノロウイルスが検出されたことから、食中毒と断定した。	業務停止 2日間
4	6月20日	家庭	きのこの炒め物(オオシロカラカサタケ)	植物性自然毒	1	1	0	市内医療機関から、きのこを喫食したことによる食中毒が疑われる患者を診察した、との届出があった。 調査したところ、患者は市内の公園で採取したきのこを自宅で調理、喫食し、腹痛及び嘔吐症状を呈した。また、専門家にきのこ(患者が所持していた画像)の鑑定を依頼した結果、当該きのこがオオシロカラカサタケであると推察された。	・患者に対して野生きのこの危険性の説明 ・報道提供 ・市ホームページでの啓発 ・公園管理者へ看板やホームページでの注意喚起依頼
5	10月11日	飲食店 営業	10月10 日の食 事	カンピロバクター ・ジェジュニ	10	9	0	市内在勤者から、市内の飲食店を職場の同僚と利用したところ、複数名が食中毒様症状を呈している、との届出があった。 調査したところ、患者の検便からカンピロバクターが検出されたこと、カンピロバクター属菌の潜伏期間内に当該施設以外では未加熱の鶏料理を喫食していないことから、食中毒と断定した。	営業停止 2日間